## 「専門職大学」・「専門職短期大学」の制度化等に関する経緯

平成13~14年 全専各連

「専門大学」構想

今後の高等教育における職業教育は、専門学校教育の延長線上に専門職業教育を追求する制度の創設が必要。

平成15~16年 高等専修学校協会

15年度の基本方針に高等専修学校の1条校化を掲げる。

全専各連

専修学校設置基準を課程ごとに分離して設置基準を設けること。

このうち「専門学校設置基準」については、「専門課程」を修業年限1~3年とし、修業年限2年以上の課程を修了した者には「専門士」の称号。「高度専門課程」を修業年限4年とし、「高度専門士」の称号、当該課程を「専門大学」と称する。

高等課程については、「専修高等学校設置基準」とし、大学入学資格付与指定校とする。

一般課程および各種学校については、「専修学校設置基準」とし、大学入学資格付与の 指定を受けていない高等課程、現行の一般課程、各種学校とする。

平成16年11月 全専各連

中込会長就任。

平成17年1月28日 文科省

中教審答申「我が国の高等教育の将来像」

4年制専門学校卒業者に対する大学院入学資格付与。(大学の「機能別分化」、短大「短期大学士」)

平成17年3月28日 文科省

今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議報告「今後の専修学校教育の充実・振 興について」

4年制専門学校卒業者に対する「高度専門士」の称号。

平成17年度~ 文科省

「高度専門士」、大学院入学資格の制度化。

平成18年度~ 全専各連

4月の「1条校化のための推進会議(準備会)」を経て、7月14日1条校化推進本部第1回会合。

平成18年12月22日 教育基本法の改正

第2条(教育の目標)第2項に「職業との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と職業教育の重要性を明記。

平成19年3月7日 自民党議連

臨時総会の開催。町村信孝議連会長が「早急に専修学校の1条校化について具体化を図ること」を文科省に指示。

平成19年6月13日 全専各連

1条校化推進本部(第1次報告)「専修学校の1条校化運動の具体的方針~学校教育法第 1条に定める新しい学校種の提案~」を総会で承認。 平成19年11月7日 文科省

「専修学校の振興に関する検討会議」設置。

平成20年11月 文科省

検討会議報告「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について」

新たな学校種に関しては、「中央教育審議会で議論を深めていくことが適当」との結論を 得る。

平成20年12月24日 文科省

塩谷立文科大臣が中教審に対し、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」諮問。「キャリア教育・職業教育特別部会」を設置。

平成21年11月11日 文科省

「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議」の設置。

平成22年7月5日 全専各連

新職業教育体系推進本部(第2次制度設計案)「職業教育に特化した新しい学校制度の骨格について」決定。

平成23年1月31日 文科省

中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性を指摘。新たな学校種の創設とともに、 既存の高等教育機関での推進という2つの方法論を併記。

平成23年3月11日 東日本大震災

震災後の復旧・復興が最優先課題であり、新たな学校種の議論は一時棚上げ状態になるも、被災地支援としての職業教育の重要性がクローズアップ。

平成23年3月31日 文科省

専修学校の振興方策等に関する調査研究報告「多様な学習機会の充実と教育の質向上に向けて」

専修学校における単位制・通信制の制度化について提言。

平成23年6月 全専各連

新職業教育体系推進本部を改組し、新学校制度推進本部を設置

平成24年4月1日 文科省

専修学校の単位制・通信制の制度化。

平成24年4月5日 文科省

「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置。

平成24年6月25日 文科省

「専門学校の質の向上及び高等教育における職業教育に係る方策やその進め方について (試案)」

文科大臣告示による「職業実践専門課程(仮称)」の認定(平成25年度~)。 専修学校設置基準改正による「職業専門課程(仮称)」の制度化(必要に応じ)。 「新たな枠組み」の最終実現(できるだけ早期に)。

平成24年6月25日 全専各連

小林会長就任。

平成25年3月 文科省

協力者会議報告として「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定。

同時に「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」策定。

平成25年6月14日 政府

第2期教育振興基本計画を閣議決定。

「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める」と明記。

平成25年6月25日 自民党議連

「職業実践的な教育に特化した新たな枠組み」の早期実現を文科省に指示。

平成25年7月12日 文科省

協力者会議報告「『職業実践専門課程』の創設について~職業実践的な教育に特化した枠 組みの趣旨をいかした先導的試行~」

平成25年8月30日 文科省

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」を告示。

平成26年7月 政府

教育再生実行会議が第5次提言に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度 化」を明記。

平成26年9月30日 文科省

生涯学習政策局長・高等教育局長決定により「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を設置。

平成27年2月26日 全専各連

「職業実践専門課程の質向上に向けた指針」(案)を公表。

平成27年3月4日 政府

教育再生実行会議が第6次提言に「第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高 等教育機関の制度化」実現に向け推進と明記。

平成27年3月 文科省

有識者会議審議のまとめ「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」

平成27年3月 文科省

「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて~専修学校における学校評価実践の手引き~」を策定。

平成27年4月14日 文科省

下村博文文科大臣が中教審に対し、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」諮問。「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」を設置。

平成27年6月 政府

「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)。変革の時代に備えた人材力の強化の観点から「新たな高等教育機関」創設を明記。

平成27年6月 政府

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(閣議決定)。「新たな高等教育機関」制度化を明記。

平成27年12月 政府

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015改訂版(閣議決定)。地域産業を担う専門職業人育成推進の観点から「新たな高等教育機関」制度化を明記。

平成28年5月30日 文科省

中教審答申「個人の能力を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」『第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について』

平成28年6月 政府

「日本再興戦略」改訂2016(閣議決定)。

平成28年6月 政府

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(閣議決定)。

平成28年8月 文科省

「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」審議経過報告公表。

平成28年9月9日 文科省

大学分科会に「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する作業チーム」設置。

平成28年12月 政府

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2016改訂版(閣議決定)。

平成29年1月 第193回通常国会

安倍内閣総理大臣施政方針演説。「専門職大学」を創設し、「選択肢を広げることで、これまでの単線的、画一的な教育制度を変革する」ことを明言。

平成29年3月 政府

「働き方改革実行計画」策定。個人の学び直し支援の観点から実践的な職業教育を行う「専門職大学」を創設するよう提言。

平成29年3月6日 文科省

松野博一文科大臣が中教審に対し、「我が国の高等教育の将来構想について」諮問。

平成29年5月11日 国会

衆議院本会議で「学校教育法の一部を改正する法律案」が可決。

平成29年5月24日 国会

参議院本会議で「学校教育法の一部を改正する法律案」が可決成立。「専門職大学」・「専門職短期大学」が制度化。施行日は平成31年4月1日。

平成30年6月20日 全専各連

福田会長就任。

平成30年10月 文科省

平成31年度開設分として、専門職大学2校、専門職短期大学1校を認可。申請は、専門職大学14位 東盟際行業大学2位 東盟際党制大学

学13校、専門職短期大学3校、専門職学科1校。

平成31年4月 専門職大学2校、専門職短期大学1校開学。